

大阪市長居障がい者スポーツセンター
建替基本構想

(中間案)

令和4年11月

大阪市

目次

第1章 基本構想の策定に当たって	…	P1
1 背景と趣旨		
2 基本構想の策定の目的		
3 基本構想の策定以降の必要なプロセス		
第2章 障がい者スポーツの現状と課題	…	P4
1 スポーツ・障がい者スポーツの概念		
2 障がい者スポーツを取り巻く状況の変化		
3 本市障がい者スポーツ振興施策に関連する計画		
4 市内障がい者の状況等		
5 本市の障がい者スポーツ振興施策		
6 障がい者スポーツセンターの概要		
7 周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等		
8 建替えに関する利用者ニーズ		
9 障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツセンターの課題と方向性		
第3章 社会環境の状況等	…	P20
1 社会環境の状況		
2 戦略会議の方向性と建替えに向けた今後の検討の留意事項		
3 施設整備に関連する本市の主要な計画、指針・施策等		
4 マーケットサウンディング（市場調査）の結果概要		
第4章 基本構想の基本的な考え方	…	P25
1 基本理念・コンセプト		
2 コンセプトを踏まえた基本的な整備方針		
3 施設が果たすべき役割と今後の方向性		
4 施設の名称		
第5章 建築計画の考え方	…	P28
1 建築計画の基本的な考え方		
2 現在の諸室の利用状況等		
3 必要な諸室・機能の検討		
4 複合化等の検討		
5 諸室・機能、規模の建築モデル案		
6 適正な規模の検討		
7 整備場所の検討		

第6章 事業計画の考え方	…	P48
1 事業計画の基本的な考え方		
2 事業手法の検討		
3 財源確保の検討		
4 入札・契約方式の検討		
第7章 運営計画の考え方	…	P61
1 運営計画の基本的な考え方		
2 施設運営に関する取扱い等の検討		
3 実施事業の検討		
4 利用者負担のあり方の検討		
5 その他		
第8章 整備に向けた今後の課題と整備スケジュール	…	P66
1 整備に向けた今後の課題		
2 整備スケジュール		
参考資料	…	P67

第1章 基本構想の策定に当たって

1 背景と趣旨

(1) 施設の開設

大阪市では、全国初の障がい者専用のスポーツ施設として、昭和49年に長居障がい者スポーツセンターを開設し、その後利用者の増加に伴い、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

(2) 障がい者スポーツセンターが果たしてきた役割

この間、本市障がい者スポーツセンターでは、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむ事ができる」という基本方針のもと、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人のニーズに応じたスポーツの指導等を行っています。

長居障がい者スポーツセンターは、交通至便な長居公園内に設置し、周辺にも様々なスポーツ施設が設置されているなど、長居公園にある優位性から、障がい者の健康維持・増進のみならず、外出や他者との交流、仲間づくり、いきがいや生活の質の向上により、自立と社会参加の促進につながる施設として大変重要な役割を果たしています。また、各種スポーツ教室の開催や障がい者スポーツ用具の開発、指導者の養成など、これまで全国の障がい者スポーツの発展を牽引してきました。

舞洲障がい者スポーツセンターは、宿泊・研修施設を併設し、各種競技大会の開催や合宿等にも活用されており、両センターが障がい者スポーツの拠点施設として連携しながら、障がいのある人の健康づくりからリハビリテーション、レクリエーションのほか、競技スポーツまで幅広いニーズに対応するとともに、障がいへの理解促進にも大きく寄与してきました。

これまで多彩なメニューを展開し、全国1位（長居）、2位（舞洲）の利用者数があり、満足度も非常に高く、とりわけ、重度の障がいのある人、知的障がいのある人からは、安心してスポーツを楽しむ事ができる施設として高いニーズがあり、加えて、障がい者スポーツ指導員等の育成拠点としても重要な役割を担うなど、障がい者スポーツ振興を通じて、障がい者の福祉の増進に寄与しています。

(3) 施設のあり方検討の実施

時代の経過とともに、利用者の増加、利用目的やニーズが多様化する中、長居障がい者スポーツセンターの老朽化が進行してきたことを受け、今後も障がい者スポーツ振興の拠点施設として存続、機能を強化していくため、令和元年度から障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討を実施しました。

令和3年度には、地域における障がい者スポーツの現状把握や持続可能な施設マネジメントの観点から改めて障がい者スポーツセンターの今後のあり方について検討を行った結果、令和3年11月17日開催の大阪市戦略会議（以下「戦略会議」という。）において、長居障がい者スポーツセンターの老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定しました。

(4) 利用者ニーズの把握

建替えの方向性の決定を踏まえ、建替え後の施設や設備及び規模等を検討することを目的として、令和4年2月から3月にかけて利用者等へのアンケート調査を実施しました。

そのアンケート結果により明らかになった利用者ニーズ等を踏まえつつ、長居障がい者スポーツセンター建替基本構想（以下「基本構想」という。）の検討を進めることとします。

2 基本構想の策定の目的

これまで障がい者スポーツセンターが果たしてきた役割のもと、引き続き障がいのある人にスポーツの機会を提供し、障がいのある人の健康維持・増進、いきがいや生活の質の向上など、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事できる障がい者専用スポーツ施設としての運営を重視し、また障がい者スポーツ指導員等の育成拠点として、その機能を継承、発展させていく必要があります。

長居障がい者スポーツセンターの建替えに当たっては、そうした機能を継承、発展していくとともに、誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、さらなる障がい者スポーツ振興を通じた共生社会の実現に向けて、建替え後の「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設としての役割が果たせるよう、各区スポーツ施設をはじめ、地域の多様な主体と連携しながら取組を進めることが重要です。

また、これまで長居障がい者スポーツセンターをはじめとする長居公園で育まれてきた仲間とのつながりを大切にしながら、障がい者スポーツの体験などを通じて、障がいのあるスポーツ未実施者の掘り起こしのほか、障がいのある人同士のみならず、障がいのある人・ない人との交流の機会を創出することにより、障がいや障がい者スポーツへの理解が深まります。

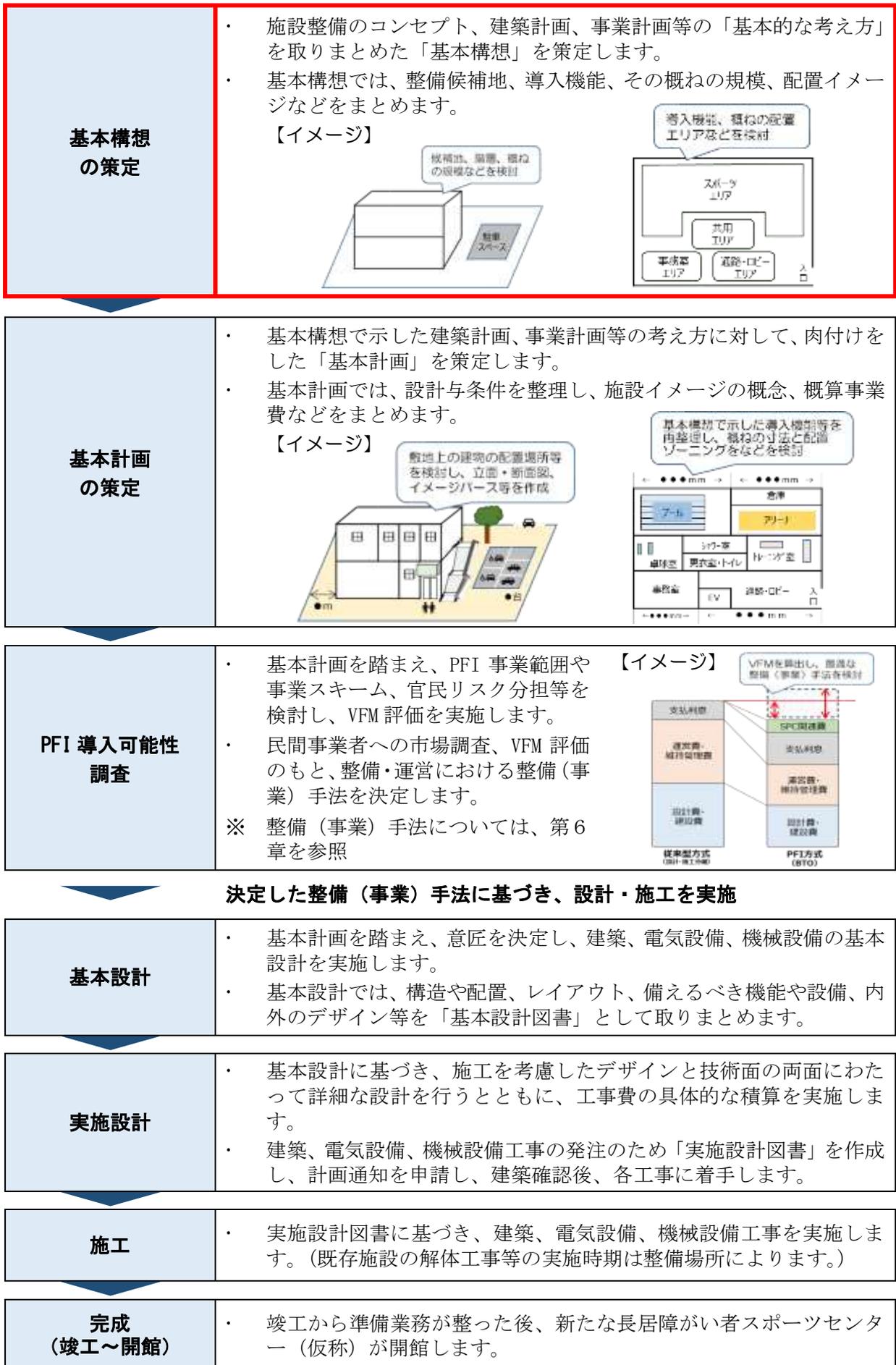
さらには、多様化する利用者ニーズに、より効果的に対応し、サービス向上を図るとともに、戦略会議における方向性や今後の留意事項を踏まえながら、より効率的に実施することにより経費の縮減等を図る必要もあります。

そのため、本市では、障がい者スポーツの現状と課題、社会環境の状況等を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の基本理念・コンセプト、建築計画、事業計画及び運営計画について、基本的な考え方を取りまとめることを目的として基本構想を策定します。

また、次項で示すとおり、この基本構想の策定から新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）が完成するまでには様々なプロセスを要します。この基本構想において、今後導入する施設の機能やコスト等の検討結果など、完成までの進捗過程を見える化し、利用者をはじめとする多くの市民の方々に施設や障がい者スポーツを知っていただき、また様々な意見を伺いながら、適宜反映することで、より良い施設にしていくとともに、市政運営の透明性を確保していきます。

今後、この基本構想で示した基本的な考え方のもと、施設の機能や規模等の詳細についてさらに検討を進め、基本計画の策定につなげていきます。

3 基本構想の策定以降の必要なプロセス



第2章 障がい者スポーツの現状と課題

1 スポーツ・障がい者スポーツの概念

(1) スポーツについて

ア 国の「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と示されています。

国のスポーツ基本計画において、「スポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に『文化としての身体活動』を意味する広い概念である。」と示され、スポーツ基本法制定以降、その前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、施策が展開されてきました。

イ スポーツの価値

国のスポーツ基本計画において、「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的に」参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心を豊かにする「Well-being^{*}」の考え方につながるものとして、こうした「スポーツの価値」を基本としつつ、スポーツを通じて様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると示されています。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）においては、「人々の満足度」と示されています。

(2) 障がい者スポーツについて

「スポーツ」については、スポーツ基本法の前文に示されている一方で、法令等において、「障がい者スポーツ」の明確な定義は示されていませんが、本市では、スポーツ基本法に掲げられているスポーツ、つまり、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であって、健康づくり、リハビリテーション、レクリエーションのほか、競技スポーツまで多岐にわたるもので、かつ、障がいのある人が取り組むものを総称して「障がい者スポーツ」と捉えています。

(3) 障がい者スポーツに関連する様々なスポーツの呼称

障がいのある人のスポーツの国際的な競技大会である「パラリンピック競技大会」で行われる競技を中心に障がいのある人が行うスポーツは「パラスポーツ」と呼ばれています。最近では、東京2020大会後のレガシーとして障がい者スポーツへの理解や日常的にパラスポーツの名称も使用されていることなどから、令和3年10月には、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に名称変更されました。パラリンピック競技大会以外にも、聴覚障がいのある人のための大会として「デフリンピック競技大会」、知的障がいのある人の大会として、「Virtus（ヴァータス）グローバル競技大会」などが開催されています。

パラリンピックの正式種目であるボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がいのある人ために考案されたものですが、誰もが取り組みやすいということで、障がいのある人のみならず、障がいのない人も一緒に競技を楽しむ場面が増えています。このように、障がいがあってもスポーツができるよう、ルールや用具を実践者の障がいの種類や程度に適合（adapt）させることによって、高齢者、子ども、体力が低い人など誰もが参加できるという「アダプテッド・スポーツ」や、障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に実践できるという意味の「ユニバーサルスポーツ」、障がいの有無、年齢、性別に関わらず全ての人々を包含（inclusive）したという意味での「インクルーシブスポーツ」などの言葉があります。

この他にも、創意工夫により誰もが楽しめる「ニュースポーツ」や「ゆるスポーツ」、テクノロジーを活用して年齢や障がいなどの身体差を解消した「超人スポーツ」などの新たなスポーツが生み出され、障がいのある人を取り巻くスポーツは多様化しています。

この基本構想では、これらの新たなスポーツも合わせて「障がい者スポーツ」と表現しています。

2 障がい者スポーツを取り巻く状況の変化

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

新型コロナウイルス感染症の影響により1年開催を延期し、無観客により開催されました。国籍、性別、年齢、障がいの有無に関わらず、多様な人が集い、大会を通じ共生社会に対する理解・関心が高まりました。

また、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者を含む本市ゆかりの選手が活躍しました。



東京 2020 大会にかかる
市長特別表彰式の様子
(令和3年11月11日)

(2) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツを取り巻く環境が変化しています。

緊急事態宣言の発出などに伴い、本市障がい者スポーツセンターでは休館を余儀なくされ、再開後も感染拡大防止のため、利用方法の変更を行うなど利用者が大幅に減少しました。

そのような中で、コロナ禍に対応した自宅等でもできる運動の動画配信、オンラインによるスポーツ教室の取組を実施しています。



障がい者スポーツセンターにおける
動画配信、オンライン教室の様子

(3) 第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）

令和4年度からの第3期スポーツ基本計画が策定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、重点的に取り組むべき施策とともに、スポーツの価値を高めるため、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすため、「新たな3つの視点※」とそれらを支える施策が示されています。具体的には、多様な主体におけるスポーツの機会の創出やスポーツ界におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、スポーツを通じた共生社会の実現などの項目について、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むこととしています。

障がい者の週1回以上のスポーツ実施率40%（若年層は50%）程度の目標は継続し、今期から、障がい者の年1回以上のスポーツ実施率を70%（若年層は80%）程度、障がいのない人（一般成人）を含め、障がい者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度とすることを新たな施策目標として追加しています。

※ 新たな3つの視点

① スポーツを「つくる／はぐくむ」

- 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行き、「つながり」を感じる

- 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

③ スポーツに「誰もがアクセス」できる

- 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

(4) 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書

文部科学省において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を設置し、障害者スポーツの振興方策について議論されました。同検討チームにおいて、令和4年8月に示された基本的な考え方・方向性は以下のとおりです。

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務

3 本市障がい者スポーツ振興施策に関連する計画

(1) 大阪市スポーツ振興計画

本市では、令和4年度からの第2期大阪市スポーツ振興計画を策定し、「誰もがスポーツを楽しめる元気あふれる大阪のまちをめざします」を基本理念として掲げ、SDGsの達成にスポーツで貢献していくこととし、同計画に基づく施策を総合的に推進しています。

同計画では、「健康・生きがい」「活力」「コミュニティ」の3つの目標と、それに基づく指標を設定し、様々な取組を実施することとし、障がい者スポーツに関しては、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりや習慣化、障がい者スポーツや障がいへの理解促進に取り組み、誰もがともに楽しめる機会や環境づくりに取り組むこととしています。

(2) 大阪市障がい者支援計画

令和3年度に策定した大阪市障がい者支援計画では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、これまでの取組や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨等を踏まえ、同計画に基づく施策を総合的に推進しています。

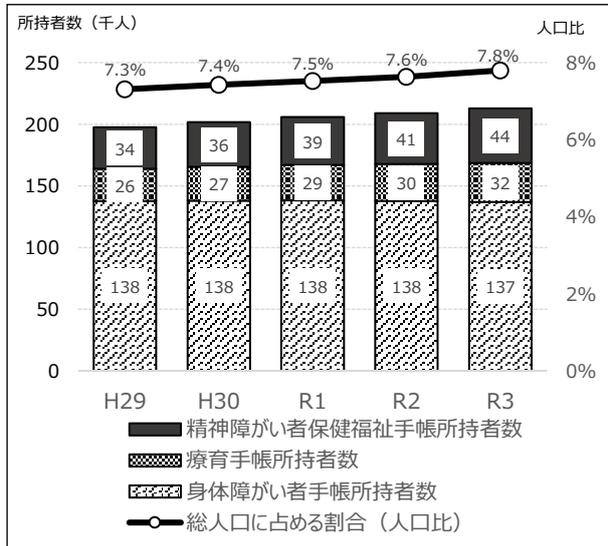
同計画では、「個人としての尊重」「社会参加の機会の確保」「地域での自立生活の推進」の3つを基本方針として様々な取組を実施することとしています。障がい者スポーツに関しては、障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、障がいのある人もない人も誰もが身近な地域でスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会や環境づくりに取り組んでおり、さらなる障がい者スポーツ振興を通じて、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要としています。

4 市内障がい者の状況等

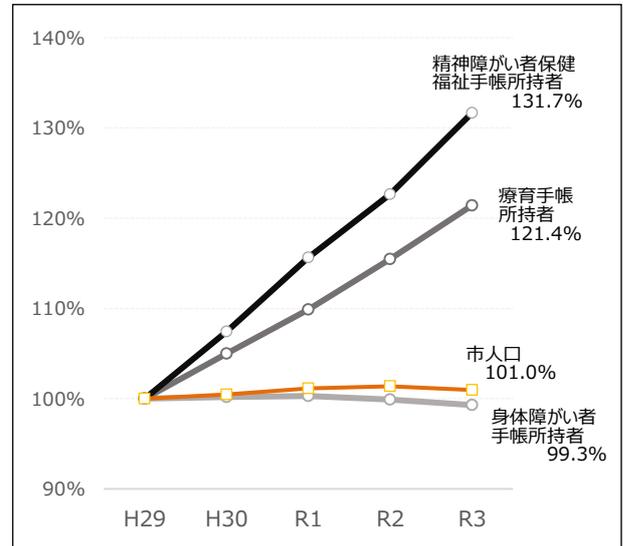
(1) 障がい者手帳所持者数の推移

令和3年度末の市内の障がい者手帳所持者数は212,788人で対人口比7.8%となっています。身体障がい者手帳の所持者数を除き、年々増加しており、全国も同様の傾向にあります。

大阪市の障がい者手帳所持者数の推移

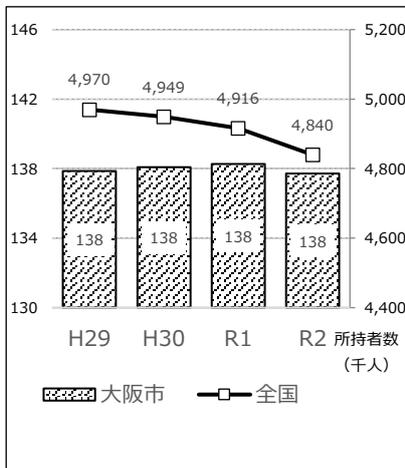


平成29年度を100%とした場合の推移

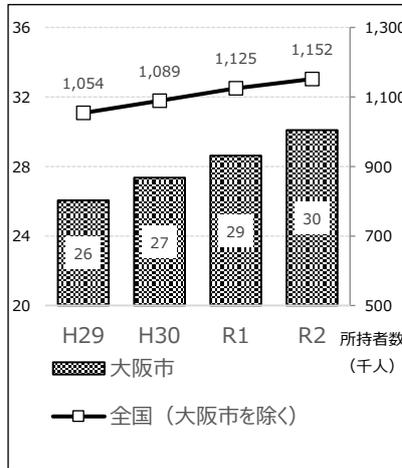


大阪市と全国(大阪市を除く)の障がい者手帳所持者数の推移の比較

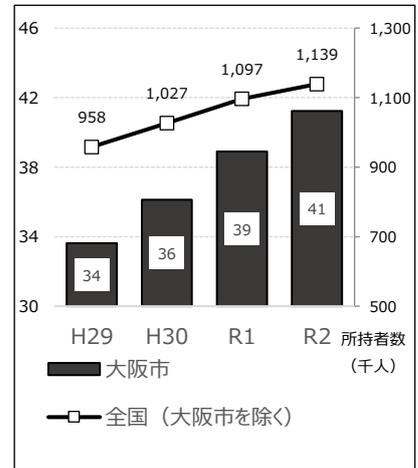
①身体障がい者手帳



②療育手帳



③精神障がい者保健福祉手帳



※ 各図表は、各年度末における人数を掲載(厚生労働省の「福祉行政報告例」、「衛生行政報告例」、大阪市の「住民基本台帳人口・外国人人口」のデータをもとに作成)

(2) 障がい者のスポーツの状況等

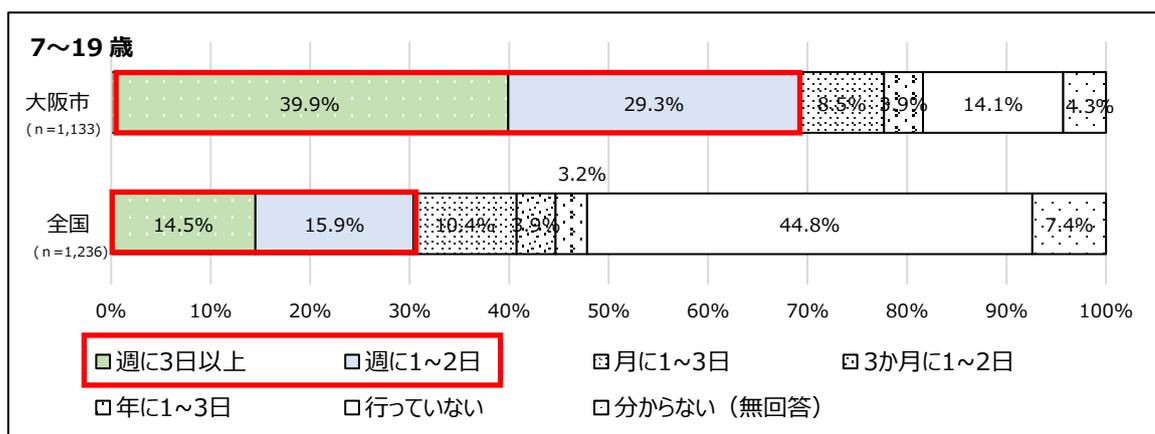
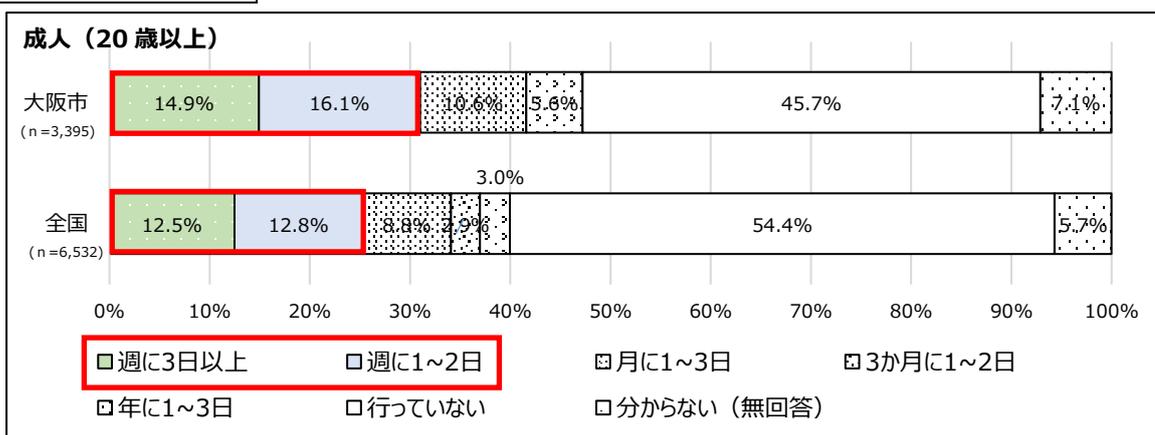
ア 障がい者のスポーツ実施率

令和元年度における市内障がい者（成人 [当時は20歳以上]）の週1回以上のスポーツ実施率は31%（全国平均25.3%）であり、全国平均を上回るものの、国のスポーツ基本計画に掲げる目標である週1回以上40%、年1回以上70%には未到達となっています。

また、約半数の障がい者がスポーツを全く行っていないことが判明しました。

（※ 令和4年12月頃に障がい者等基礎調査を実施し、最新の状況を把握予定。）

障がい者のスポーツ実施率



※ 大阪市：「令和元年度大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

全 国：「令和元年度障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究報告書（スポーツ庁）」をもとに作成

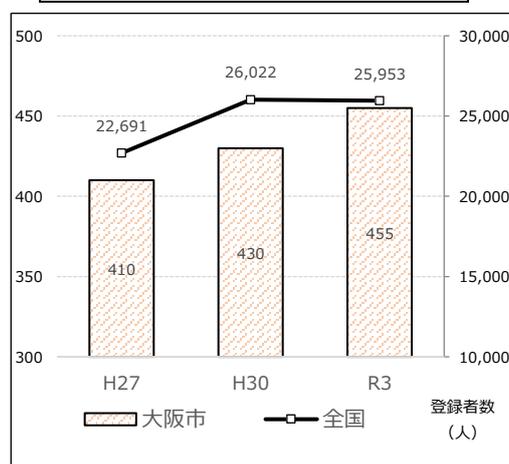
イ 障がい者スポーツ指導員

障がい者スポーツ指導員は、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び加盟団体等が公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者であり、身近な地域における障がい者スポーツをささえる人材として重要な役割を担っています。

本市では、令和元年度から各区スポーツ施設の職員を対象とした指導者の養成に取り組み、最近では登録者数が増えています。

※ 公認スポーツ指導者登録者数都道府県別一覧（公益財団法人日本パラスポーツ協会）をもとに作成（各年度末現在）

障がい者スポーツ指導員登録者数の推移



5 本市の障がい者スポーツ振興施策

(1) 障がい者スポーツセンターの運営（指定管理事業）

長居・舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、専門性の高い指導員を配置し、スポーツ指導にあたるほか、スポーツ教室など各種講習会を開催するなど、障がい者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供しています。

(写真)スポーツ教室の様子[左:ボッチャ教室・右:水泳教室]



(2) 障がい者スポーツ振興事業（委託事業）

障がい者スポーツの普及と市民の障がいへの理解を深めるため、市障がい者スポーツ大会や地域親善交流会等を開催するほか、身近な地域における障がい者スポーツ活動をささえる障がい者スポーツ指導者の養成などに取り組んでいます。

(写真)左:市障がい者スポーツ大会・右:地域親善交流会の様子



(3) 国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会（共催事業）

障がい者スポーツの普及をめざし、国際交流に資するため、世界の強豪女子チームが参加する車いすバスケットボール競技大会を開催しています。

(写真)大会の様子



(4) 障がい者スポーツ振興ふるさと寄附金

大阪市障がい者スポーツ振興の取組を知ってもらい、応援してもらおう仕組みづくりとして、ふるさと寄附金（納税）制度を設けています。

(5) 各区における障がい者スポーツ振興の取組

各区役所と地域団体等が連携し、障がい者スポーツ振興の取組を推進するとともに、そうした取組を通じて、障がいや障がい者スポーツへの理解促進のための周知及び啓発に取り組んでいます。

6 障がい者スポーツセンターの概要

(1) 施設の概要

ア 設置根拠条例

大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年条例第119号）

イ 設置目的

障がい者に対し、スポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツに関する講習会等を開催することにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

ウ 各施設の概要

	長居障がい者スポーツセンター	舞洲障がい者スポーツセンター
所在地	大阪市東住吉区長居公園1番32号	大阪市此花区北港白津二丁目1番46号
開設	昭和49年5月2日	平成9年10月1日
敷地・延床面積	13,273㎡・8,503㎡	18,120㎡・14,374㎡
構造	鉄骨及び鉄筋コンクリート造 2階建て、一部平屋建	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨） 6階建て
主な施設機能	体育室、トレーニング室、プール、 卓球室、ボウリング室、屋外運動場、 会議室、研修室	アリーナ、トレーニング室、プール、 卓球室、ボウリング室、多目的広場 会議室、宿泊研修施設

(2) 主な実施事業

大阪市障害者スポーツセンター条例第3条に基づき、両センターでは、次の4つの柱に基づく事業を実施しています。

ア スポーツ活動の機会の提供

- 個人・団体利用者のスポーツ指導等
 - ・ 専門性の高い指導員を配置し、利用者の障がいや健康状態、目的に応じた指導を実施しています。
- スポーツクラブの育成と支援
 - ・ スポーツを通じた仲間づくりや技術の向上、スポーツ活動の場として、公認スポーツクラブ制度を設け、その活動の育成や支援をしています。

イ 各種講習会の開催

- スポーツ教室事業
 - ・ 障がいのある人とその家族・友人がスポーツ及びレクリエーション活動に親しみ、健康で豊かな生活を送ることができる機会を提供するため、各種スポーツ教室を開催しています。
- スポーツ・レクリエーション交流事業、文化交流事業
 - ・ 日頃の成果を示す場として、競技スポーツ大会や仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化を進めるため、スポーツ・レクリエーション交流事業等を開催しています。

ウ 人材育成

- 障がい者スポーツ指導者の養成
 - ・ 障がい者スポーツをささえる人材を育成するため、スポーツ推進委員や区スポーツ施設等の指定管理者の職員を対象に障がい者スポーツ指導員資格を取得するための講習会を開催しています。
- ボランティア等の育成
 - ・ 障がい者スポーツセンターが実施する事業について、ボランティア活動の機会を提供するほか、大学生・専門学校生などの実習の受入を実施しています。

エ 普及啓発

- 障がいの理解講座
 - ・ 障がいのある人とその家族のみならず、市民の障がいへの理解を深めるために、障がいとスポーツとの関わりなどについて、障がい当事者の体験やリハビリテーション等の医学的な知見をわかりやすく解説する講座を開催しています。
- 情報発信
 - ・ 障がい者スポーツセンターだよりの発行、ホームページや公式LINEを通じて、実施事業の周知や障がい者スポーツに関する情報を発信しています。

【参考】大阪市障害者スポーツセンター条例（抄）

（事業）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

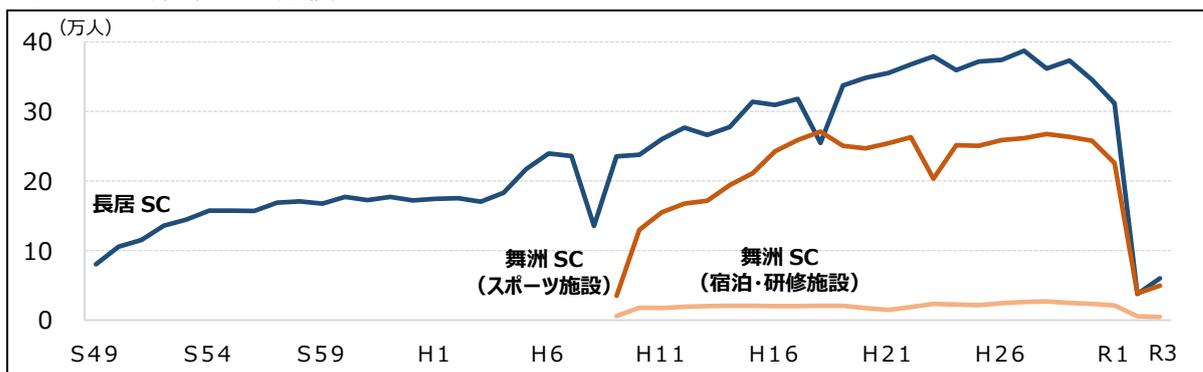
- (1) 障害者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
- (2) 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催その他障害者のスポーツの指導
- (3) 障害者のスポーツの振興を担う人材の育成
- (4) 障害者のスポーツに関する普及啓発
- (5) その他市長が必要と認める事業

(3) 利用状況

ア 開館からの延利用者数の推移

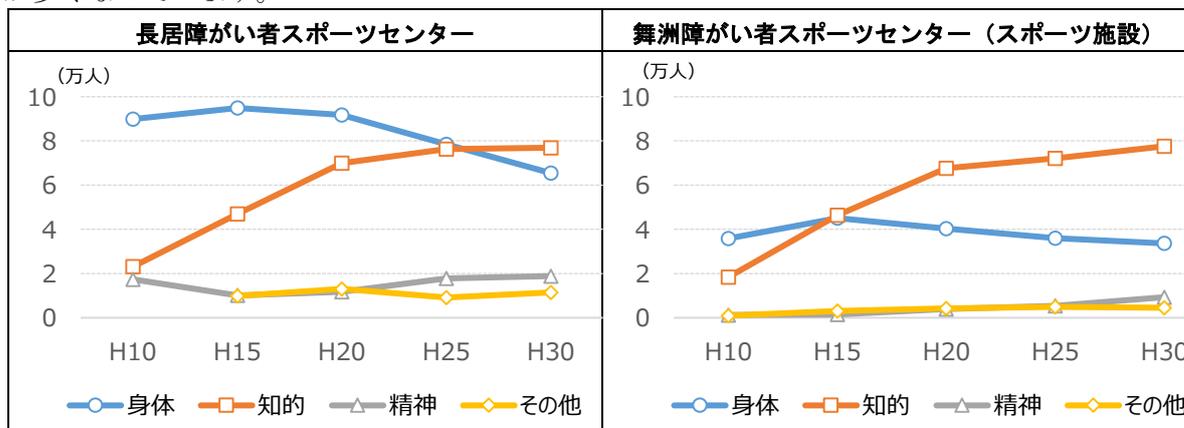
長居障がい者スポーツセンターでは、平成 21 年度以降、概ね 35 万人の利用者数で推移しており、舞洲障がい者スポーツセンター（スポーツ施設）では、平成 17 年度以降、概ね 25 万人の利用者数で推移しています。舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊・研修施設では、周辺地域における宿泊施設の増加に伴い、平成 28 年度をピークに利用者数が年々減少しています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和元年度末頃から長居・舞洲のスポーツ施設及び舞洲の宿泊・研修施設いずれも利用者数が大幅に減少しています。（直近 5 年間の利用者数について巻末の参考資料 2 に記載）



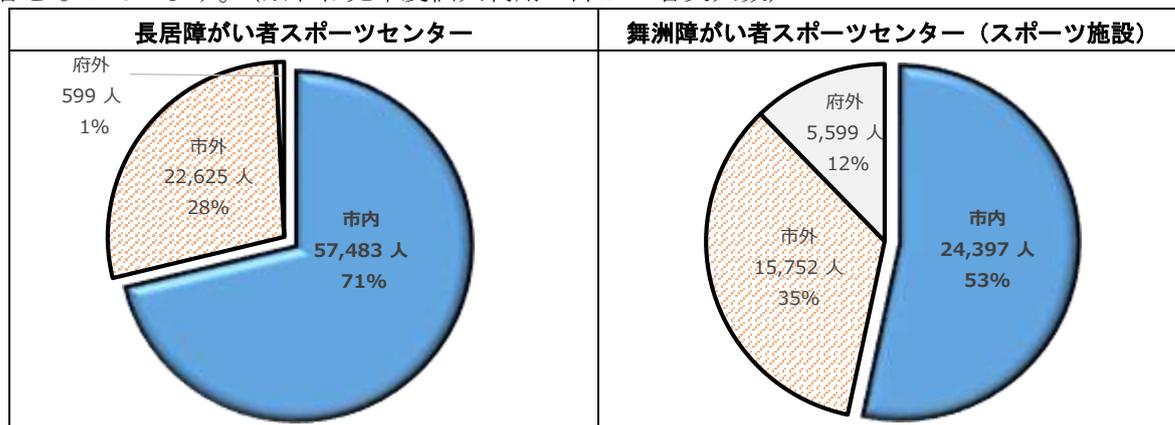
イ 障がい種別における利用者数の推移（個人利用・延人数）

長居・舞洲障がい者スポーツセンターともに、近年では、身体障がい者よりも知的障がい者の利用が多くなっています。



ウ 地域別の利用状況（個人利用・実人数）

長居障がい者スポーツセンターでは約 3 割、舞洲障がい者スポーツセンターでは約 5 割が市外利用者となっています。（※令和元年度個人利用の障がい者実人数）



(4) 運営収支

ア スポーツ施設使用料収入（大阪市の歳入〔指定管理者に徴収委託〕）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
長居障がい者スポーツセンター	667	549	574	122	289
舞洲障がい者スポーツセンター	2,282	2,219	1,978	387	416
合計	2,949	2,768	2,552	509	705

※ 個人利用：大阪府内に住所を有する障がい者、介護人は無料

団体利用：大阪府内に住所を有する障がい者で構成する団体で、その構成員が 1/2 以上で無料、

1/10 以上・1/2 未満の場合は半額

イ 指定管理者の収支決算

（大阪市長居障がい者スポーツセンター・大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの合計）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
業務代行料	632,301	632,301	638,605	638,467	642,475
利用料金収入（宿泊・研修室）	60,605	53,812	48,328	15,237	9,423
自主事業収入	3,313	6,762	5,854	3,911	9,076
その他収入	1,021	1,768	1,160	485	939
収入合計	697,240	694,643	693,947	658,100	661,913
人件費	283,067	286,382	272,249	254,734	272,084
事業費	130,600	138,607	142,773	93,694	101,566
事務費	220,370	209,097	224,696	282,458	266,607
宿泊施設等支出	60,605	53,811	48,328	15,237	12,742
自主事業支出	2,619	6,762	5,854	3,911	7,248
支出合計	697,261	694,659	693,900	650,034	660,247
収支差	▲21	▲16	47	8,066	1,666
総収入に占める業務代行料の割合	91%	91%	92%	97%	97%

【参考】業務代行料（大阪市の歳出）の内訳

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
長居障がい者スポーツセンター	285,351	285,351	287,792	285,720	289,457
舞洲障がい者スポーツセンター	346,950	346,950	350,813	352,747	353,018
合計	632,301	632,301	638,605	638,467	642,475

※ 業務代行料は、両センターのスポーツ施設部分の運営に関して支払い、舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊・研修施設は、指定管理者が収支均衡により運営するものとして、本市は業務代行料を支払っていない。

（令和 2 年度までは、利用料金収入額をもとに舞洲就労支援所が運営）

7 周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等

この基本構想において、施設の建築計画等を検討するため、現在の障がい者スポーツセンターの機能と類似する周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等について調査を実施しました。

(1) 類似する周辺施設の状況

ア 障がい福祉施設

○ 公共施設

広く市民が利用する施設	障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、東住吉区に早川福祉会館を設置
支援を受ける人が特定される施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）などに基づき、此花作業指導所（此花区）、敷津浦学園（住之江区）、心身障害者リハビリテーションセンター（更生療育センター）（平野区）を設置

○ 民間施設

市内には、指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、指定一般・特定・障がい児相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設が多数存在します。

イ スポーツ施設

○ 公共施設

各区スポーツセンター	スポーツやレクリエーションの場を提供し、市民の健康維持や増進を目的として、各区にスポーツセンター、プール等を設置
各区プール・トレーニング室等	
その他競技施設等	ヤンマースタジアム長居、ヨドコウ桜スタジアム、丸善インテックアリーナ大阪、丸善インテック大阪プール、ITC 韃靼テニスセンターなど、国際的な競技大会などにも対応した施設のほか、様々な施設を設置

○ 民間施設

市内には、民間事業者が運営するトレーニングジム、フィットネスクラブが多数存在しており、最近では、利用者の様々な目的やニーズに対応したパーソナルジムや 24 時間型ジムなどが増えるなど、多様化しています。

その他、スイミングスクール、卓球スクール、ボウリング場、テニス場、フットサルコート、ゴルフクラブなども存在しています。

ウ 宿泊施設

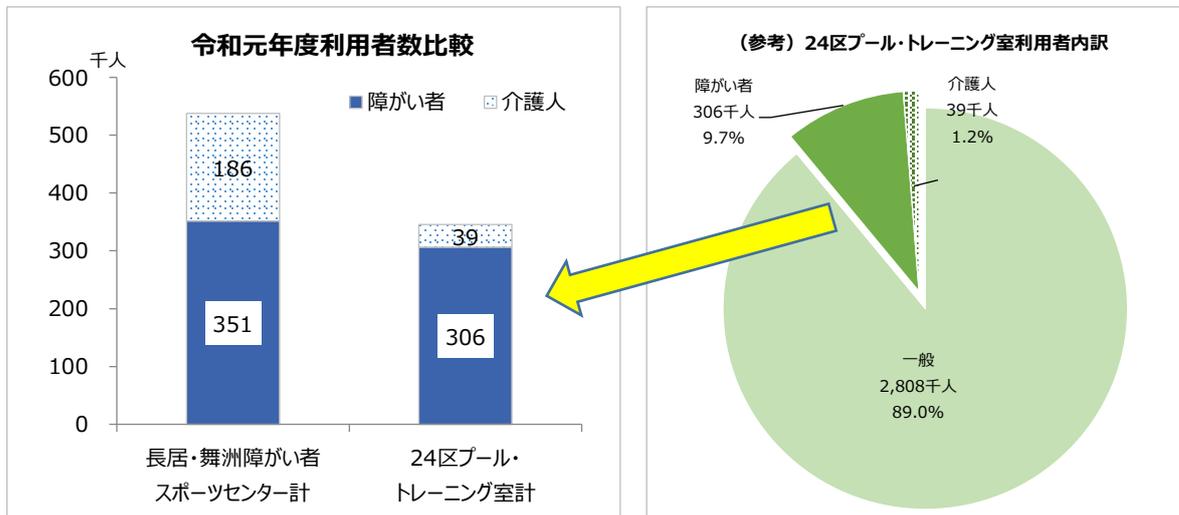
市内には、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けた施設が 1,700 程度、特区民泊施設と住宅宿泊事業の施設等が 4,800 程度存在しています。

（※ 大阪市健康局健康推進部生活衛生課の「旅館業等の施設一覧 [令和 4 年 9 月]」より）

(2) 障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の比較

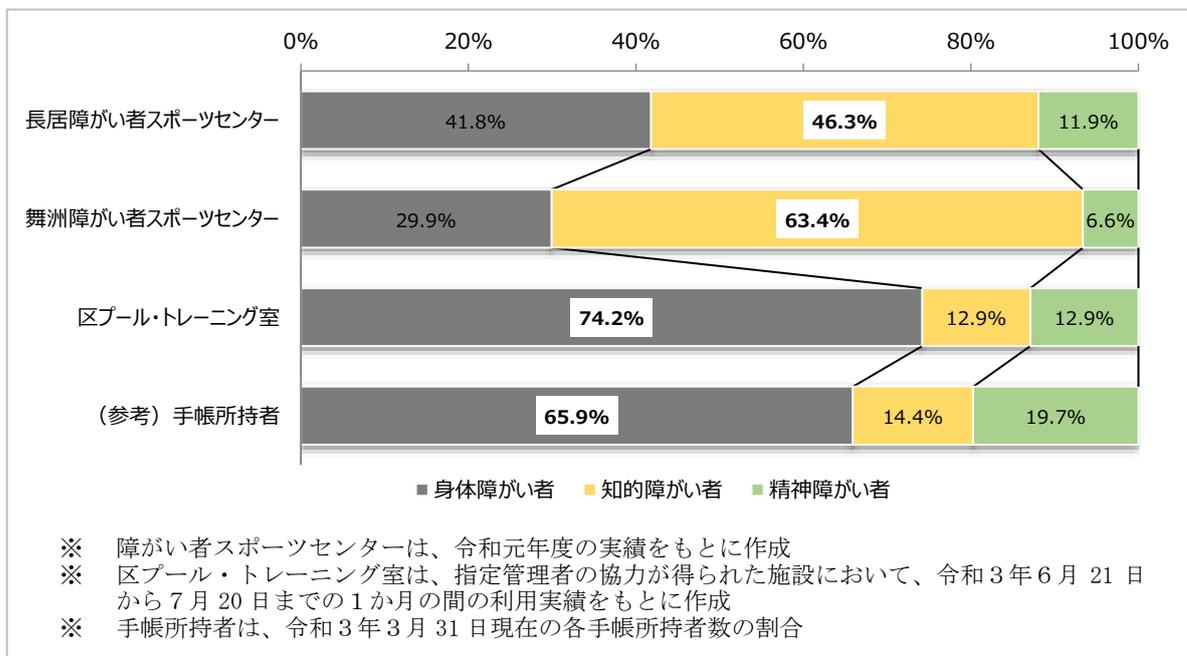
ア 各施設における利用状況の比較

障がい者スポーツセンター、全区のプール・トレーニング室における「障がい者」・「介護人」の利用者数の合計を比較したところ、区プール・トレーニング室では、障がい者スポーツセンターに比べて「介護人」の割合が低く、1人での利用が多い傾向となっています。



イ 障がい種別における利用の内訳

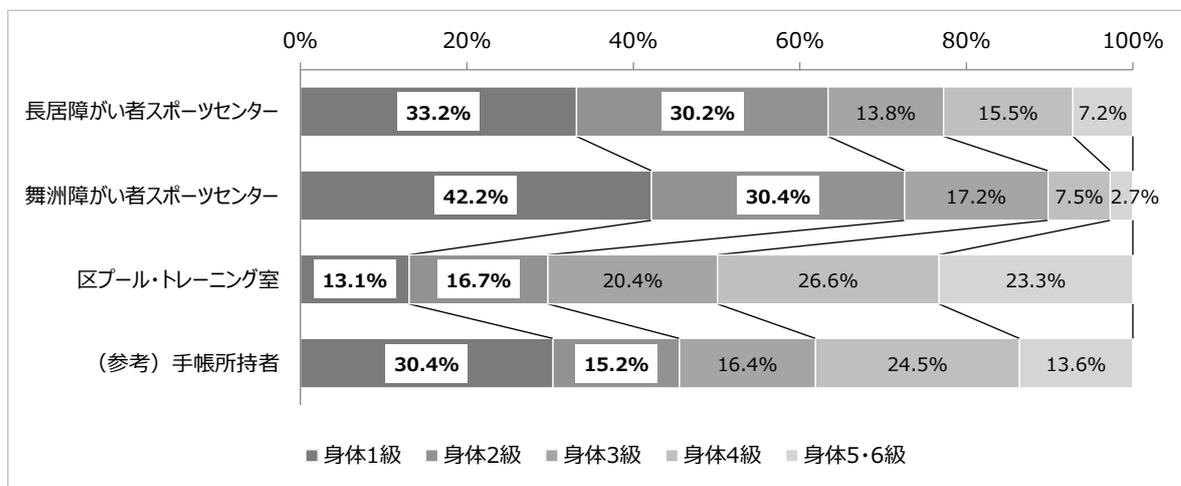
区プール・トレーニング室を利用する障がいのある人について、身体障がい者が約7割であり、概ね手帳所持者の割合と比例しています。一方で、障がい者スポーツセンターでは、長居・舞洲ともに知的障がい者が最も多く、とりわけ舞洲では半数以上となっています。



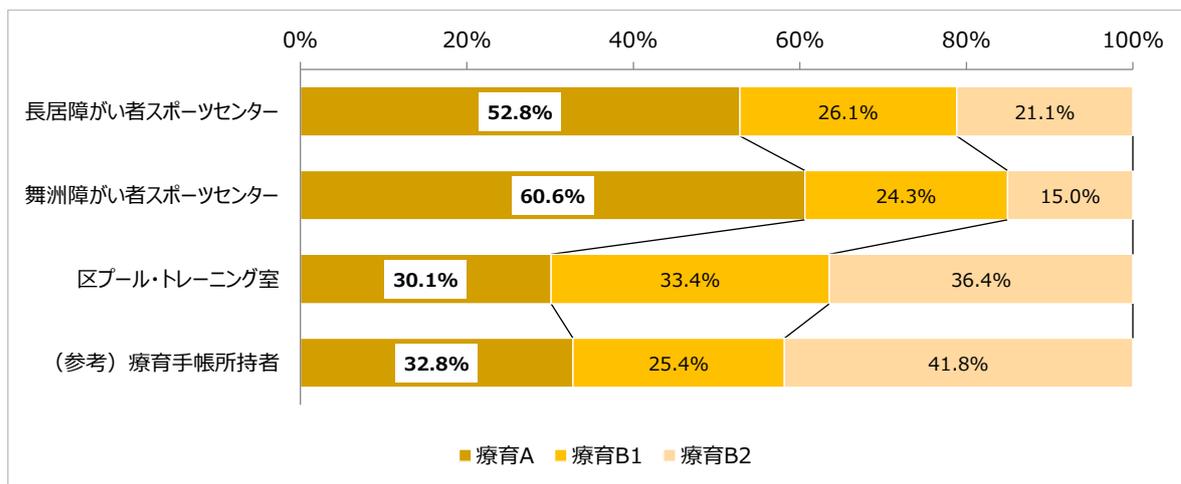
ウ 障がい種別における利用割合

各障がい種別ともに、長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、区プール・トレーニング室と比べ、重度の障がい者の割合が高い傾向にあります。

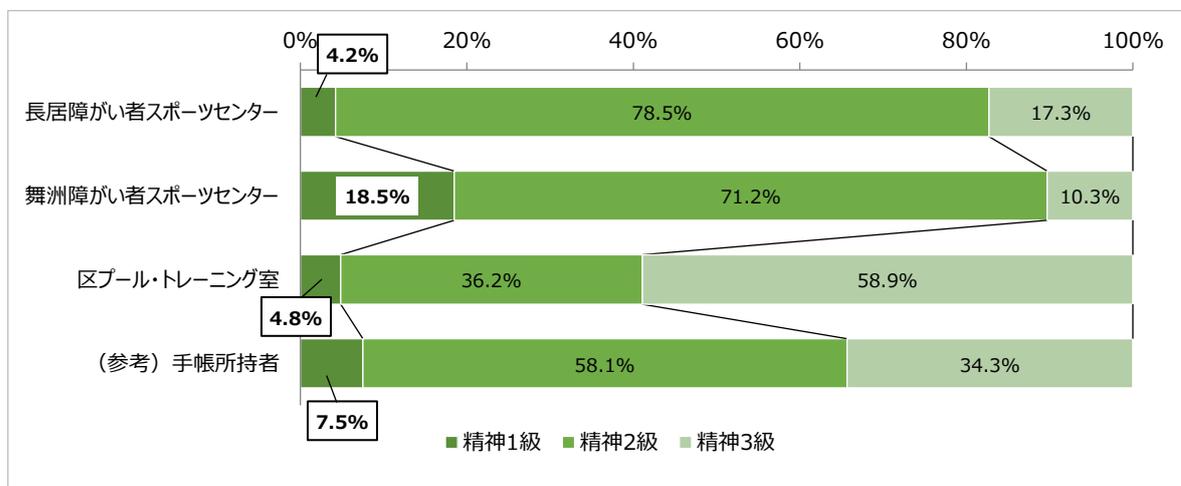
○ 身体障がい者の内訳



○ 知的障がい者の内訳



○ 精神障がい者の内訳



(3) 他都市の障がい者スポーツ施設の状況

ア 設置状況

令和2年度の調査では、全国には150の障がい者専用・優先スポーツ施設が存在^{*}しています。横浜市では、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールを設置しており、東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、新たに「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」を令和2年1月にオープンしました。名古屋市では、名古屋市障害者スポーツセンター、名古屋市福祉スポーツセンターを設置しており、今後新たな障がい者スポーツセンターの整備に向けて、令和4年度に基本計画を策定する予定です。また札幌市では、札幌市身体障害者福祉センターを設置しており、令和12(2030)年の冬季五輪の招致に向けて、新たな障がい者スポーツセンターの整備をめざし、令和5年度に基本構想を策定する予定です。

(※出典：(公財) 笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」)

イ 主要な施設の諸室・機能の比較

他都市の主要な障がい者スポーツ施設では、下表のとおり基本的な機能として、体育室、プール、トレーニング室を有しています。

	開設年	体育室 プール トレーニング室	卓球室 (STT)	アーチェリー 場	ボウリング 室	会議室 研修室 等	宿泊室	その他主なもの
大阪市長居障がい者 スポーツセンター	S49年 (1974年)	○	○	○	○	○		
大阪市舞洲障がい者 スポーツセンター	H9年 (1997年)	○	○	○	○	○	○	
大阪府立障がい者 交流促進センター	S61年 (1986年)	○	○	○		○		運動場、生活訓練室、大ホール
東京都立障害者総合 スポーツセンター	S61年 (1986年)	○	○	○		○	○	運動場、庭球場、多目的室
東京都立多摩障害者 スポーツセンター	S59年 (1984年)	○	○	○		○	○	
横浜市障害者スポーツ 文化センター	H4年 (1992年)	○	○	○	○	○		トラック場、ローンボウリング場、テニスコート、シアター等の文化施設
名古屋市障害者 スポーツセンター	S56年 (1981年)	○	○			○		料理実習室
京都市障害者 スポーツセンター	S63年 (1988年)	○	○	○		○		
堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター	H24年 (2012年)	○						市民交流センター等の複合施設
神戸市立市民福祉 スポーツセンター	H6年 (1994年)	○						市民福祉交流センター等の複合施設
広島市中心障害者 福祉センター	S58年 (1983年)	○	○			○		趣味創作室、調理室、音楽室
福岡市立障害者 スポーツセンター	S59年 (1984年)	○	○	○		○		
北九州市障害者 スポーツセンター	H24年 (2012年)	○	○			○		スタジオ

※ 各施設のホームページをもとに作成

※ 障がい者の施設使用料（神戸市以外は無料、ただし、横浜市はボウリングのみ200円/ゲームを徴収）

※ 神戸市は、障がい者の施設利用料は一般の半額（土曜日のみ障がい者専用利用日として無料）

(4) 国内で今後開催される障がい者スポーツ大会等

国内では、令和6(2024)年に世界パラ陸上競技選手権大会が兵庫県神戸市で、令和7(2025)年にはデフリンピックが東京都で、令和8(2026)年にはアジアパラ競技大会が愛知県・名古屋市でそれぞれ開催される予定です。

その他、札幌市では令和12(2030)年の冬季五輪の招致活動が進められています。

8 建替えに関する利用者ニーズ

令和3年11月の戦略会議における建替えの方向性の決定を踏まえ、建替え後の施設や設備及び規模等を検討することを目的として、令和4年2月から3月にかけて利用者等へのアンケート調査を実施し、建替えに関する利用者の主な意見について整理しています。

(1) 建替え後の機能・サービス等に関するニーズ

ア スポーツ施設

(7) 現在の長居障がい者スポーツセンターにある機能

機能	利用者が改善してほしいと意見のあった主なもの
施設全体	規模の拡大、大人・こども用のスペース分け、競技種目の対応への拡充
体育室	木製等の床、バスケットコート2面への変更、ランニングコースの設置
プール	水深を一定、コースの増加、こども用プール、ジャグジーの設置、飛込ができる場所の確保
トレーニング室	部屋の拡大、器具の充実
卓球室	部屋の拡大、サウンドテーブルテニス室の新設
ボウリング室	レーン数の増加、器具拡充（視覚障がい者用ボールの導入等）
小体育室	サッカースペースの設置やトランポリン等の器具の充実
プレイルーム	こども用遊具等の設置
アーチェリー場	50m撃への対応

(4) 現在の長居障がい者スポーツセンターにない機能

機能	利用者が導入してほしいと意見のあった主なもの
屋内施設	ボッチャ専用コート、スタジオ、eスポーツ、カーリング、ダーツ、ビリヤード、ボルダリング、リハビリ施設、団体用の用具倉庫 など
屋外施設	ランニングコース（自転車含む）、屋外グラウンド（野球・フットサル、投てき種目等）、スケートボード、テニスコート、乗馬 など

イ 共用施設

機能	利用者が改善又は導入してほしいと意見のあった主なもの
会議室	多諸室整備・拡大や防音対策、運動ができる空間
ラウンジ	レストランの再開、軽食スペース・休憩室の設置
ロビー・通路	設備改善（点字ブロック、スピーカー、照明、換気機能等）、通路幅拡大、階段の安全性向上、エレベーター増設
更衣室	個室化や増設、家族更衣室やセキュリティ等の設備の充実、お風呂、サウナの導入
トイレ	箇所数の増、個室拡大、共用トイレ整備、こども用トイレ設置、設備の充実（音声案内、背もたれ、ウォシュレット、空調、介助への配慮、ベッド）
駐車場	歩車分離、車いす利用者用駐車場の増設、台数増加、駐車スペースを広げる、屋根付き・地下化
その他	有料施設、ベビールーム、給湯室、複数の出入口、避難用設備の充実 宿泊施設、コンサートホール、視覚障がい者の資料閲覧スペースの導入

ウ サービス

予約や利用方法の改善、デジタル化の充実、わかりやすい情報発信、スポーツ教室やイベントの充実などに関する意見がありました。

(2) 建替え場所に関するニーズ

現在の長居障がい者スポーツセンターがある長居公園内での建替え、また、工事期間中においても継続して施設を利用できることを望む意見が多くありました。

9 障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツセンターの課題と方向性

これまでの現状等から次のとおり課題とその方向性の概要を示し、第4章以降で本市の考え方等を整理・検討します。

(1) 障がい者スポーツ振興の課題

○ 障がいの種別や程度に関わらず、誰もがスポーツに参加する機会の確保

➡ 個々の障がい特性、スポーツの目的等により利用する（しやすい）施設は様々であり、市内障がい者のスポーツ実施率の状況等を踏まえつつ、多様な主体との連携により、身近な地域におけるさらなる障がい者スポーツ振興が図られるよう検討します。

○ 障がい者のみならず、社会全体に障がい者スポーツを普及していく仕組みづくり

➡ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じた障がい者スポーツへの関心の高まりを契機として、障がい者スポーツに関わる「する」・「みる」・「ささえる」人を増やし、障がい者スポーツが持つ価値を多くの人々が共有し、意識が変化することで、障がいへの理解が促進し、共生社会の実現につながるよう検討します。

(2) 障がい者スポーツセンターの機能面に関する課題

○ 利用ニーズ等の多様化による機能面への対応

➡ 施設の利用状況やニーズを踏まえ、必要な諸室・機能を検討します。

○ 利用者数の増加や感染症対策の実施に伴う狭隘化への対応

➡ 上記と同様に利用状況等を踏まえ、最適な規模を検討します。

○ 障がいのある人・ない人との交流の機会の創出

➡ 建替え後の施設のコンセプト等を踏まえ、諸室・機能と実施事業を検討します。

○ 持続可能な施設に向けた利用者負担のあり方の検討

➡ 障害者基本法の趣旨等を尊重しつつ、概算事業費などを精査しながら利用者負担のあり方について今後検討します。

第3章 社会環境の状況等

1 社会環境の状況

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすものとして、包括的な 17 の目標が設定されています。

国連では、スポーツが社会の進歩に果たす役割は、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」と示されており、SDGs の 17 項目それぞれの達成に向けた課題に取り組む潜在的な能力を備えた重要かつ強力なツールとして、スポーツがその役割を果たすことが期待されています。

本市では、SDGs 未来都市として、SDGs の要素を最大限反映し、2030（令和 12）年の SDGs の達成に向けた取組を促進していくこととしており、さらなる障がい者スポーツの振興を通じて、その達成に貢献していく必要があります。



(2) 社会情勢

ア 人口減少、超高齢化社会

人口減少時代に突入したことを受け、国においては、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定し、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することを将来の方向性としています。

本市においても、近年増加傾向にあった人口は今後減少に転じ、人口減少・高齢化が進展し、2045（令和 27）年には約 250 万人（2015 [平成 27] 年に比べ▲7.1%）にまで減少することが見込まれています。

イ カーボンニュートラル

令和 2 年 10 月に政府は 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすことを宣言しました。

本市においても、2050（令和 32）年「ゼロカーボンおおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030（令和 12）年度までに温室効果ガス排出量を 30%削減（2013 [平成 25] 年度比）することを目標に地球温暖化対策の取組みを進めています。

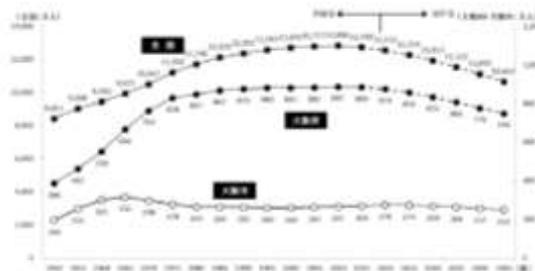
ウ デジタル社会

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、障がいの有無、年齢、所得、地域、国籍等にかかわらず、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、令和 4 年 6 月にデジタル庁において、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。

第 3 期スポーツ基本計画では、スポーツ界において DX を推進することで、様々なスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めることを政策目標としています。

本市では、日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る DX を進めていくため、「大阪市 DX 戦略（仮称）」を策定する予定であり、その戦略の策定に向け、令和 4 年 4 月に「Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略の基本的な考え方～」を策定しました。

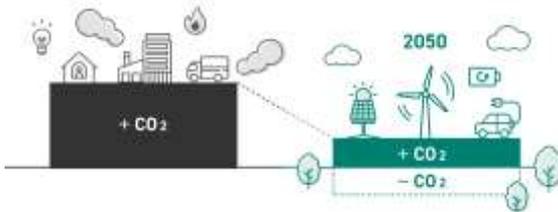
■ 人口総数の推移(全国・大阪府・大阪市)



出典：大阪市人口ビジョン(令和2年3月改定)

■ カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します



出典：環境省「脱炭素ポータル」

■ DX の推進の主な具体的施策



出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」

2 戦略会議の方向性と建替えに向けた今後の検討の留意事項

(1) 戦略会議の方向性

令和3年11月の戦略会議において、長居障がい者スポーツセンターの老朽化の対応として、建替えを行うことを決定しました。

現行の2館体制のあり方については、将来の施設需要を勘案しながら長居障がい者スポーツセンターの建替え完了後、5年を目途に利用状況や社会経済状況を踏まえ、改めて検討を実施することとしています。

(2) 今後の留意事項

建替えに向けて、詳細な検討を行うに際して留意すべき検討事項を示しています。

◆ 建替え用地の検討

- ・ 長居公園内において建替える場合には、建築基準法等による日影規制、都市公園法等による建蔽率の規制等について事前把握する必要がある

◆ 建替え時の施設計画における機能確保の検討

- ・ 建替え工事期間中においても継続してスポーツができるよう配慮する必要がある。
- ・ 感染症対策や、将来的な障がい者スポーツのニーズの変化等にも機動的に対応できる持続可能な施設計画とすべきである

◆ 他施設との複合化等の検討

- ・ 地域特性や施設特性を勘案しながら、他施設との複合化や多機能化により、効率的な施設整備に努める必要がある

◆ 整備・運営手法の検討

- ・ PFI手法の導入など民間活用の可能性を積極的に検討する必要がある
- ・ ライフサイクルコストの低減化を図る必要がある

◆ 適切な利用者負担のあり方の検討

- ・ 障害者基本法第24条の趣旨を踏まえつつ、市外の利用者割合の状況から、適切な利用者負担のあり方について検討をしていく必要がある

3 施設整備に関連する本市の主要な計画、指針・施策等

上記2(2)とともに、施設整備に関連して、留意すべき主な計画等を示しています。

(1) 市政改革

【市政改革プラン 3.1】

ア PPP/PFI の活用促進

限られた財源を有効に活用し、最適な公共サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、市民の最適な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、PPP/PFI などの民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげる必要があります。

イ 持続可能な施設マネジメントの取組の推進

将来の人口推移などを見据え、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントの取組を推進していく必要があります。

ウ 市民利用施設に係る手続きの利便性向上

施設利用手続き等において、オンライン化による利便性を向上する必要があります。

(2) 施設マネジメント

【大阪市公共施設マネジメント基本方針】

ア 規模の最適化

施設の複合化・多機能化による効率的な施設整備を進め、余剰地の売却や管理の一元化による維持管理費の削減のほか、効率的かつ効果的な施設の整備や維持管理、運営と良質なサービスを提供するため、PPP/PFI 手法も含めた民間活力の導入の検討を進めていく必要があります。

イ 予防保全による長寿命化

適切な維持管理を実施し、長期的なコストの削減・平準化を図るとともに、施設を長期に利活用するため、利用者の安全確保に努め、施設の長寿命化を推進していく必要があります。

ウ 多様なコスト削減手法

省エネルギー化や ZEB 化に向けて、再生可能エネルギーやエネルギーの有効利用など、様々な環境配慮技術について、経済性や施設特性も考慮し、導入の検討を進めていく必要があります。

(3) 環境

【大阪市地球温暖化対策実行計画】

2050年ゼロカーボンおおさかの実現に向けて、大阪市公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の省エネルギー・省CO₂化の推進、公共施設のZEB化の検討を行う必要があります。

(4) 緑化

【新・大阪市緑の基本計画】

みどりの魅力あふれる大都市・大阪の実現に向けて、施設整備においても、緑化推進及び緑地保全による景観形成、防災・減災、環境保全・改善に貢献する必要があります。

(5) デジタルトランスフォーメーション (DX)

【Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略の基本的な考え方～】 → 【大阪市 DX 戦略 (仮称)】

データやデジタル技術の活用を前提に、社会環境の変化に的確に対応し、一人ひとりの多様な幸せ (Well-being) を実感できる都市への発展の実現に向けて、行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る DX を推進していく必要があります。

4 マーケットサウンディング（市場調査）の結果概要

本市では、障がい者スポーツセンターの整備や運営等に関して、基本構想の検討段階から民間事業者の自由な発想に基づく幅広い事業提案を求め、その提案内容を踏まえながら、基本構想を策定し、民間活力の導入によるサービスの向上と経費の縮減等が図られるよう、今後の条件整備に役立てることを目的としてマーケットサウンディング（市場調査）を実施しました。

(1) 実施スケジュール

- ・ 実施要領の公表 令和4年6月22日（水）
- ・ 説明会の開催 令和4年7月11日（月）・12日（火）
- ・ 参加申込書・提案書の提出期限 令和4年8月17日（水）
- ・ 対話（ヒアリング）の実施 令和4年8月23日（火）～25日（木）

(2) 実施結果の概要

ア 説明会参加事業者 14者

イ 対話参加事業者 9者（建設関係事業者6者、設計関係事業者2者、施設運営事業者1者）

ウ 提案及び対話の内容（概要）

■ 施設の整備・運営への参入意欲等

- 各事業者ともに、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の整備や運営に関して、参入意欲があることを伺うことができました。

■ 整備・運営に関するアイデアの提案

◎ 導入する諸室・機能、自主事業（便益施設）について

- 導入する諸室・機能について、スポーツ施設や共用施設に関して、事業者によって様々なアイデアの提案がありました。
- 自主事業について、飲食、カフェ、物販のほか、サービスに関して、事業者によって様々なアイデアの提案がありました。
- 新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）に宿泊室を導入することについて、各事業者ともに市場性は低いとの意見でした。

◎ 整備場所について

- 現在の長居障がい者スポーツセンターを運営しながら現地で建替える場合は、工期が長期化し、そのことに比例して工事費が増嵩するほか、安全対策に相当な配慮が必要であり、休止せざるを得ない機能もあるなど、様々な課題があることから、移転建替えの方がサービス、コスト面ともに良いのではないかと各事業者から意見がありました。

■ 最適な整備・運営手法

- 設計・施工分離の従来型方式、PFI方式、デザインビルド方式、ECI方式など、事業者により最適な整備・運営手法は様々でありました。
- 運営事業者を先行して選定し、その意見を反映しながら設計していくことは、利用者にとって使いやすい施設となり、より効果的・効率的な整備・運営が可能となるのではないかと意見がありました。

■ その他

- 最近の社会情勢により、人件費・物件費が増嵩するほか、建設資材の発注から納入までの期間の長期化、令和6（2024）年度から建設工事における週休2日の確保の義務化も相まって、工期を従前より長く確保する必要があるのではないかと、様々な事業者から意見がありました。

第4章 基本構想の基本的な考え方

1 基本理念・コンセプト

「第2章 障がい者スポーツの現状と課題」と「第3章 社会環境の状況等」を踏まえ、建替え後の「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」のめざすべき方向性を示した基本理念、基本コンセプトを次のとおり示します。

■ 基本理念

**みんながたのしみ、つながる
障がい者スポーツセンター**

■ 施設の5つの基本コンセプト

◇ 障がいのある人がいつでも来て、安心してスポーツを楽しむ事ができる

これまでの「いつでも来て館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむ事ができる」という基本方針を継承し、専門性の高い指導員を配置しながら多彩なメニューを展開のうえ、健康づくりから競技力の向上まで幅広いニーズに対応することで、障がいのある誰もが気軽に安心してスポーツを楽しむ事ができる施設をめざします。

◇ 障がい者スポーツを通じて、障がいのある人とない人とが交流できる

これまでの障がい者専用施設としての運営、立地する長居公園で育まれてきた施設や仲間づくりの機能を重視しつつ、障がいのある人同士やその家族間との交流はもとより、障がいのある人とない人との交流、障がい者スポーツへの関心を高めるための機能を新たに追加し、共生社会の実現に向けた施設をめざします。

◇ みんなでづくり、ささえあい、はぐくむことができる

これまでの障がい者スポーツ指導員等の育成拠点としての機能強化や、障がい者スポーツに取り組む人の自主性・自律性を促進することで、サービスの提供を受けるに留まらず、みんなが障がい者スポーツ振興の取組に主体的に参画できる施設をめざします。

◇ デジタル技術の活用を前提に、質の高いサービスを提供する

これまで実施してきたサービスは踏襲しつつ、今後はデジタル技術を活用し、予約等の利便性を図るとともに、最近のスポーツ分野におけるデジタル技術の進展を踏まえ、例えば VR・AR、AI、アプリの活用などにより DX を推進し、様々な状況下や時代の変化においても、誰もがいつでもどこでもスポーツを親しむ事ができる質の高いサービスを提供できる施設をめざします。

◇ 環境に配慮しながら、持続可能な施設マネジメントを推進する

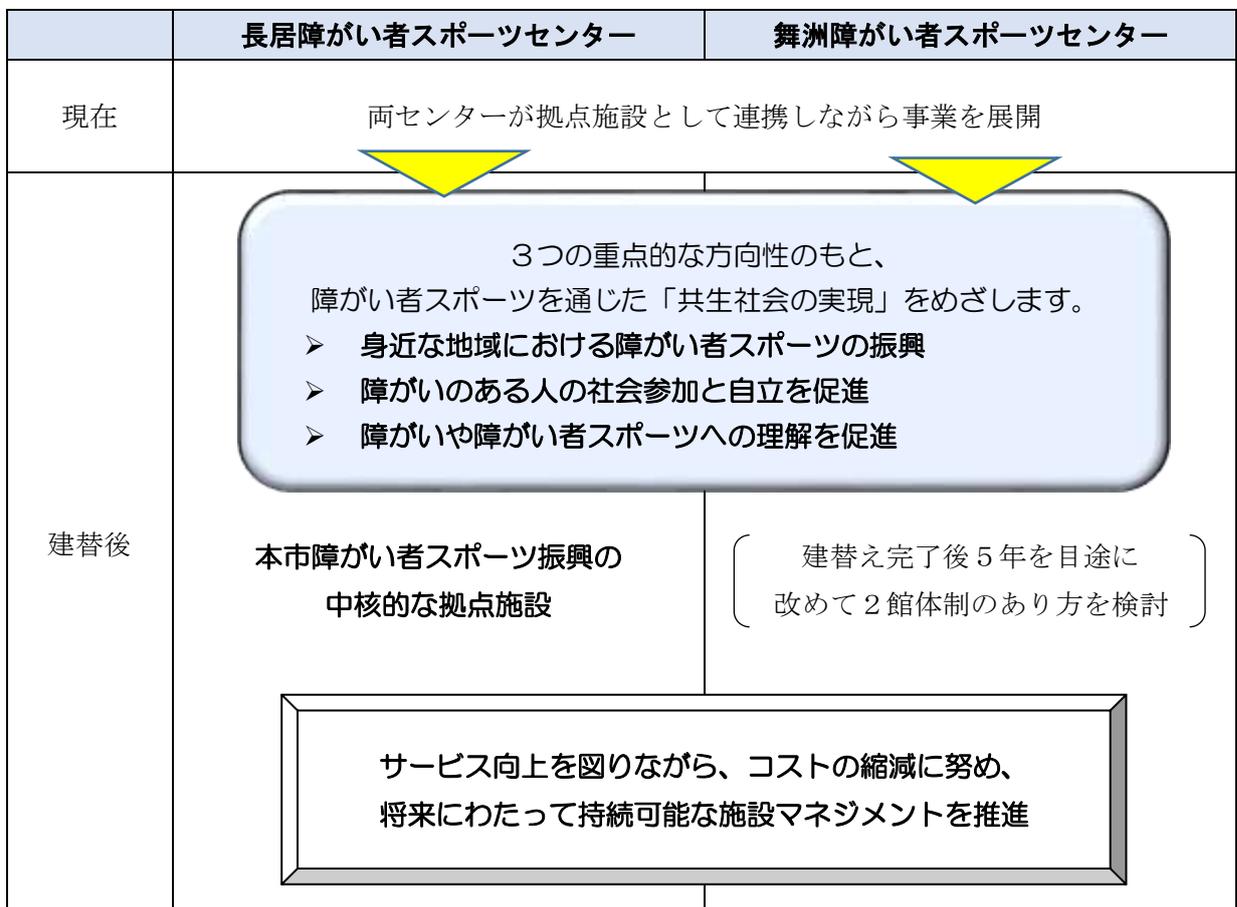
省エネルギー・省 CO₂ 化に対応した設備の導入、緑化の推進等により環境面への配慮をしつつ、民間活用を積極的に検討のうえ、良質なサービスの提供とともに、効率的な整備や維持管理、運営により適切な維持管理を実施し、利用者の安全・安心はもとより、ライフサイクルコストの低減化を図りながら、施設の長寿命化を推進し、将来にわたって持続可能な施設をめざします。

2 コンセプトを踏まえた基本的な整備方針

- ◇ **障がいのある人がいつでも一人で来ても、安心してスポーツを楽しむ事ができる**
 - ユニバーサルデザインを徹底追求した「みんなにやさしいスポーツ施設」の整備
 - これまでのつながりを大切にした「継続性のある施設」の整備
- ◇ **障がい者スポーツを通じて、障がいのある人とない人とが交流できる**
 - 立地を活かし、「様々な人々が自然に交流できる施設」の整備
 - 誰もが気軽に障がい者スポーツに触れ、理解が深まるよう「体験できる施設」の整備
- ◇ **みんなでづくり、ささえあい、はぐくむことができる**
 - 施設の利用やクラブ活動の育成を通じて、「自主性・自律性を促進することができる施設」の整備
 - 指導者やボランティアなど、ささえる人を育成し、「みんなが参画できる施設」の整備
- ◇ **デジタル技術の活用を前提に、質の高いサービスを提供する**
 - 予約等のデジタル化を図り、「利便性の高い施設」の整備
 - DXを推進した「先進的なスポーツ施設」の整備
- ◇ **環境に配慮しながら、持続可能な施設マネジメントを推進する**
 - ゼロカーボンおおさかの実現に貢献する「未来に誇れる施設」の整備
 - サービス、安全・安心を前提に、ライフサイクルコストを意識した「持続可能な施設」の整備

3 施設が果たすべき役割と今後の方向性

基本理念・コンセプト等のもと、戦略会議の方向性を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として、各区のスポーツ施設をはじめとする地域の多様な主体と連携し、障がい者スポーツを通じた「共生社会の実現」をめざします。



4 施設の名称

(1) 正式名称

現時点では、「大阪市長居障がい者スポーツセンター（仮称）」とし、正式名称は今後検討します。

(2) 施設の愛称等

舞洲障がい者スポーツセンターは、「アミティ舞洲」の愛称で呼び親しまれており、アミティ (Amity) は英語で「親睦・友好」を意味しています。新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）についても、正式名称の決定の際に合わせて愛称等を市民から公募する方法又はネーミングライツにより得られた収入を施設のサービスの充実に活用することなどについて今後検討します。

なお、ネーミングライツについては、従来の金銭による対価に限らず、例えば、清掃などの「役務提供」や、「施設で利用可能な物品の提供」など、金銭に代わる民間事業者等が持つノウハウやアイデアを活かした様々な提案型の対価の可能性についても検討します。